

## 1. ラムサール条約とは

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であり、1971年、イラン・ラムサールにおいて採択された。我が国は、1980年に加入。2024年2月現在、締約国は172カ国にのぼる。

### ラムサール条約湿地とは

ラムサール条約が定義する「湿地」は、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水池、水田、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁など、さまざまなタイプの湿地を含む。締約国は、条約で定められた国際的な基準に沿って、自国の湿地を「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録することとなっており、これらの「ラムサール条約湿地」は、2024年2月現在、世界に2,512カ所、日本に53カ所ある。

## 2. ラムサール条約湿地自治体認証とは

条約の決議XII.10に基づき、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等に関する国際基準に該当する自治体に対して認証を行うもの。自治体のブランド化、及び地域における湿地の保全やワイズユース（賢明な利用）の推進を図ることを目的とする。認証された自治体には、締約国会議（COP）において、条約事務局より認定証が授与されるとともにウェブサイト等で紹介される。

### 申請対象

自治体（都道府県、市町村）

※ラムサール条約湿地もしくは重要な湿地が位置するもしくは隣接する自治体

※複数の都道府県、市町村による申請も可能

### 要件

- ・定められた国際基準をすべてを満たすこと（詳細は、次頁を参照のこと）

### 有効期間

認証から6年間（その後も基準を満たす場合は、更新が可能）

### 連絡先

環境省自然環境局野生生物課 専門官 酒井 郁

代表 03-3581-3351 直通 03-5521-8284

メールアドレス: KAORU\_SAKAI\_atmark\_env.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「\_atmark\_」表示しています。

メールをお送りになる際は、「\_atmark\_」を「@」（半角）に直してください。

## 認証の国際基準（仮訳）

グループA 湿地の保全及びワイズユース（賢明な利用）の実現に基づく基準	
A1	自治体の行政区分に完全にまたは部分的にラムサール条約湿地がある。（A1・A2はどちらかに該当）
A2	自治体の行政区分に完全にまたは部分的にそのほかの重要な湿地がある。（A1・A2はどちらかに該当）
A3	湿地の劣化及び損失を防ぐ国及び（または）地域の政策・法的措置・計画等がある。
A4	都市の基盤を形成する要素として湿地を復元・創造した事例がある（洪水の制御、気候緩和、水質向上、レクリエーションの提供など）。
A5	自治体の空間計画及び統合的な都市管理において、湿地の重要性が考慮されている。
A6	地域社会が湿地の計画・管理に関与・参加している。
A7	湿地に関する環境教育や情報配信、学校教育への導入等を通じて、湿地の価値に対する社会の意識を醸成し、湿地の賢明な利用を奨励している。
A8	世界湿地の日（2月2日）前後でのイベントの実施を促進している。
A9	地域における湿地の保全や賢明な利用の支援・推進をする地域関係者や利害関係者、有識者等による委員会等の組織がある。
グループB 相補的なアプローチ	
B1	水質及び公衆衛生基準を満たしている。
B2	湿地の恩恵（供給・調整・文化・基盤サービス）が認識され、地方公共団体の計画及び政策決定において考慮されている。
B3	地域社会が湿地の賢明な利用に関わり、湿地の恵みを享受している。